

## 福島県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査事務処理要領

(趣旨及び定義)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）により行う庁舎等維持管理業務委託に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領において、「業務執行権者」とは、対象業務の入札及び契約事務を所掌する本庁各部局等の課長並びに公所長及び准公所長をいう。

(対象業務)

第2条 低入札価格調査制度を適用する業務（以下「対象業務」という。）は、「競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成15年7月29日福島県告示第783号）第4に規定する業務のうち清掃業務について委託契約を締結しようとする場合で、一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受けるものに限る。）に付する業務とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査制度における調査を行う基準は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の入札価格が、別記1の設定基準により算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(入札参加者への周知)

第4条 業務執行権者は、本制度の円滑な運用を図るため、当該対象業務の入札公告等において、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用業務であること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表すること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取に協力すべきこと。
- (6) 調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則17号）第228条で規定する契約保証金について、業務委託料の100分の5以上から100分の15以上に引き上げること。
- (7) 調査基準価格を下回って落札した場合、対象業務の仕様書等で定める業務責任者は当該業務に専任の者とする事。
- (8) 第5号及び第6号の規定により変更となった契約条件に対して落札候補者の対応が困難な場合にあっては、落札者決定前に辞退を申し出ることができること。

(入札の執行)

第5条 業務執行権者は、開札したとき直ちに入札書を確認し、調査基準価格を下回った入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、業務執行権者は、入札参加者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて、入札を終了するものとする。

- 3 業務執行権者は、調査基準価格を下回る入札を行った最低価格入札者である落札候補者に対し、別記3に定める調査様式及びその他必要と認める書類の提出を求めるものとする。

(調査の実施)

第6条 業務執行権者は、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが認められるか否かについて、提出された調査様式等に基づき最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会などにより、速やかに別記2の内容に関して調査を行うものとする。

- 2 業務執行権者は、前項の調査を行う者を指定し、調査の結果を低入札価格調査票(様式第1号)に記載させるものとする。

(適合した履行がされると認められる場合)

第7条 業務執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、様式第2号により最低価格入札者に対して落札者と決定した旨を通知するとともに、様式第5号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合)

第8条 業務執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査の結果を第6条の規定により作成した低入札価格調査票に参考資料を添付して、予算を主管する課長(以下「予算主管課長」という。)に報告するものとする。この場合において、業務執行権者が公所長及び准公所長であるときは、あらかじめ「福島県庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の資格審査等に関する要綱」(平成15年7月29日施行以下「要綱」という。)に規定する庁舎等維持管理業務公所等入札参加条件等審査委員会に諮り、その意見を聞いたうえで、主務課長を経由して行うものとする。

- 2 前項の報告を受けたときは、予算主管課長は、低入札価格調査票等を総務課長に送付するものとする。
- 3 総務課長は、前項の規定による書類の送付を受けたときは、要綱第13条に規定する本庁庁舎等維持管理業務本庁入札参加条件等審査委員会に対し当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが認められるか否かについて諮らなければならない。
- 4 総務課長は、前項の審議結果を予算主管課長に通知するものとする。
- 5 予算主管課長は、前項の審議の結果を業務執行権者に通知するものとする。
- 6 業務執行権者は、前項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたものであるときは、最低価格入札者を落札者と決定し前条の規定により関係者に通知するものとする。
- 7 業務執行権者は、第5項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められたものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合、業務執行権者は、第6条の規定の例により調査を行うものとする。
- 8 業務執行権者は、前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、様式第3号により最低価格入札者に対して落札者とならないこととした旨を通知をしたうえで、様式第4号により次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札

者に対しては様式第5号により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(低価格入札者の公表)

第9条 業務執行権者は、調査基準価格を下回った入札を行った者について、要綱により契約締結後に行う公表において、当該要綱で定める庁舎等維持管理業務入札結果報告書・公表書の落札額（契約額）欄の余白に「低価格入札」と記載し、各部局等の予算主管課長を経由して施設管理課長に報告する。

2 施設管理課長は、要綱第27条に基づき入札結果を公表する。

(契約書について)

第10条 業務執行権者は、調査基準価格を下回り落札者となった者と委託契約を締結する場合には、以下の内容を示すものとする。

(1) この業務における契約保証金は、業務委託料の100分の15以上とする。

(2) この業務においては、業務責任者を専任の者とするを契約書に示すものとする。

なお、「専任」とは当該業務の全期間にわたって他の業務に従事せず、当該業務にのみ従事することであり、他の業務の業務責任者を兼ねることはできないことをいう。

(業務再委託時の品質の確保)

第11条 業務執行権者は、調査対象者と契約した委託業務について、受託者が業務の一部を再委託する場合、その内容について意見聴取を行うとともに、低入札価格調査対象業務であることを考慮して、検査を実施する等適正な品質の確保に留意するものとする。

附 則

この要領は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度契約分から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約分から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。

## 別記2

### 低入札価格調査の調査内容

#### 1 留意事項

##### (1) 低入札価格調査の趣旨

調査基準価格を下回った金額により契約した業務については、品質確保に支障をきたすおそれがあることから、業務執行権者は低入札価格調査（以下「調査」という。）を行い、下記の事項について確認するものとする。

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおれがあると認められる場合には、調査の対象者を失格とする。また、業務執行権者が指定した期限までに資料の提出がない場合も失格とする。

##### 確認事項

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 入札価格内訳書
- ③ 業務従事者名簿
- ④ 年間実施計画書
- ⑤ 作業工程・方法等
- ⑥ 業務実施体制
- ⑦ 清掃作業員等の配置計画
- ⑧ 機材及び資材の保有・調達状況
- ⑨ 本件業務と同種業務の履行実績
- ⑩ 現在の受注・手持ち業務状況
- ⑪ 品質確保体制
- ⑫ 安全衛生管理体制
- ⑬ 経営状況及び信用状況（不渡り有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における受注金額の報告）
- ⑭ その他必要な事項

##### (2) その他

契約締結後において、対象者が調査の際に説明した内容等の履行がなされない場合、虚偽の説明を行ったものとして、庁舎等維持管理業務に係る入札参加制限を行うことがある。

### 別記3

#### 調査様式

- |    |                |              |
|----|----------------|--------------|
| 1  | 報告書            | (低入調査様式第 1号) |
| 2  | 当該価格で入札した理由書   | (低入調査様式第 2号) |
| 3  | 入札価格内訳書        | (低入調査様式第 3号) |
| 4  | 業務従事者名簿        | (低入調査様式第 4号) |
| 5  | 年間実施計画書        | (低入調査様式第 5号) |
| 6  | 作業工程・方法等       | (低入調査様式第 6号) |
| 7  | 業務実施体制         | (低入調査様式第 7号) |
| 8  | 清掃作業員等の配置計画    | (低入調査様式第 8号) |
| 9  | 機材及び資材の保有・調達状況 | (低入調査様式第 9号) |
| 10 | 本件業務と同種業務の履行実績 | (低入調査様式第10号) |
| 11 | 現在の受注・手持ち業務状況  | (低入調査様式第11号) |
| 12 | 品質確保体制         | (低入調査様式第12号) |
| 13 | 安全衛生管理体制       | (低入調査様式第13号) |
| 14 | 経営状況及び信用状況     | (低入調査様式第14号) |